

改定前	改定後
<p>～15時の間に当行の窓口へ提出してください。平日15時以降および休日には、暗証および印鑑の確認ができないため、お取り扱いできません。なお、平日とは、休日を除く月曜日～金曜日をいいます。また、休日とは土曜日・日曜日のほかに次の日をいいます。祝日、振替休日、国民の休日、1月2日、1月3日、12月31日</p>	<p>時間内に当店の窓口へ提出してください。店舗営業時間外には、暗証および印鑑の確認ができないため、お取り扱いできません。</p>
<p>9. (暗証照合、印鑑照合等) (略)</p>	<p>10. (暗証照合、印鑑照合等) (略)</p>
<p>10. (損害の負担等) (略)</p>	<p>11. (損害の負担等) (略)</p>
<p>11. (反社会的勢力との取引拒絶)</p>	<p>12. (反社会的勢力との取引拒絶)</p>
<p>この貸金庫は、<u>第12条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫使用申込をお断りするものとします。</u></p>	<p>この貸金庫は、<u>第13条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当社はこの貸金庫使用申込をおことわりするものとします。</u></p>
<p>12. (解約等)</p>	<p>13. (解約等)</p>
<p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、<u>当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡し</u>してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<u>第7条</u>に準じて取扱います。</p>	<p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、<u>当社所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡し</u>してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか<u>第8条</u>に準じて取扱います。</p>
<p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、<u>当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。</u>この場合、<u>当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡し</u>してください。<u>第2条</u>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p>	<p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、<u>当社はいつでもこの契約を解約することができるものとします。</u>この場合、<u>当社から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡し</u>してください。<u>第3条</u>により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p>
<p>①借主が使用料を支払わないとき</p>	<p>①借主が使用料を支払わないとき</p>
<p>②借主について相続の開始があったとき</p>	<p>②借主について相続の開始があったとき</p>
<p>③借主もしくは代理人の責めに帰すべき理由または格納品の変質等により、<u>当行もしくは第三者に損害を与えまたは、そのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</u></p>	<p>③借主もしくは代理人の責めに帰すべき理由または格納品の変質等により、<u>当社もしくは第三者に損害を与えまたは、そのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</u></p>
<p>④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</p>	<p>④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</p>
<p>⑤カードの改ざん、不正利用その他相当の事由があるとき</p>	<p>⑤カードの改ざん、不正利用その他相当の事由があるとき</p>

改定前	改定後
<p>⑥借主または代理人がこの規定に違反したとき (新規追加)</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、<u>当行</u>はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、<u>当行</u>から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。</p> <p><u>なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>①借主が貸金庫申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②借主または代理人が、<u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p>A. <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p>B. <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p>C. <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p>	<p>⑥借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p>⑦借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</p> <p>⑧本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</p> <p>⑨法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</p> <p>⑩マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当社が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当社が判断したとき</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、<u>当社</u>はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、<u>当社</u>から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。</p> <p>①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②借主または代理人が、<u>次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p>A. <u>暴力団</u></p> <p>B. <u>暴力団員</u></p> <p>C. <u>暴力団準構成員</u></p> <p>D. <u>暴力団関係企業</u></p> <p>E. <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u></p> <p>F. <u>その他前各号に準ずる者</u></p>

改定前	改定後
<p><u>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の<u>いずれか一</u>にでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて<u>当行</u>の信用を毀損し、または<u>当行</u>の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4) <u>前3項</u>の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第3条第3項</u>にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。</p> <p>なお、<u>当行</u>はこの不足額を明渡しの日<u>に第3条第1項</u>の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) <u>第1項から第3項</u>の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、<u>当行</u>は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、<u>または処分が困難な場合には廃棄</u>することができるものとします。</p> <p>なお、<u>当行</u>は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p>(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、<u>当行</u>からの請求がありしだい支払ってください。</p>	<p>③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の<u>各号</u>に該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて<u>当社</u>の信用を毀損し、または<u>当社</u>の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4) <u>前2項または前3項</u>の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、<u>第4条第3項</u>にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。</p> <p>なお、<u>当社</u>はこの不足額を明渡しの日<u>に第4条第1項</u>の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) <u>第1項、第2項または第3項</u>の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、<u>当社</u>は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、<u>また処分が困難な場合には廃棄</u>することができるものとします。</p> <p>なお、<u>当社</u>は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p>(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、<u>当社</u>からの請求がありしだい支払ってください。</p>

改定前	改定後
<p>13. (貸金庫の修繕・移転等) (略)</p> <p>14. (緊急措置) (略)</p> <p>15. (譲渡、転貸等の禁止) (略)</p> <p>16. (保証人) (略)</p> <p><u>(新規追加)</u></p>	<p>14. (貸金庫の修繕・移転等) (略)</p> <p>15. (緊急措置) (略)</p> <p>16. (譲渡、転貸等の禁止) (略)</p> <p>17. (保証人) (略)</p> <p>18. (規定の変更)</p> <p><u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p>

以上